

令和8年度 庁議構成員名簿

2026.03.23

(令和8年4月1日)

	役 職 名	氏 名	備 考
1	市長	稲 森 稔 尚	
2	副市長	宮 崎 寿	
3	教育長	澤 田 剛	
4	政策調整統括参与兼未来政策部長	風 隼 徳 彰	
5	総合危機管理統括参与兼防災危機対策局長	西 久 保 陽	
6	総務部長	藪 中 英 行	
7	地域力創造部長	福 岡 秀 明	
8	財務部長	中 西 孝 治	
9	地域連携部長	百 田 貴 子	
10	人権生活環境部長	瀧 口 嘉 之	
11	健康福祉部長	川 北 喜 道	
12	健康福祉部こども政策担当理事	福 森 公 美	
13	産業農林部長	堀 川 敬 二	
14	産業農林部農林担当理事	福 山 朋 宏	
15	建設部長	岩 野 庄 司	
16	建設部建築住宅担当理事	榮 井 隆	

・次の方は、通常は庁議へ出席の必要はありませんが、事務局より事前に報告事項に係る資料を送付し、会議終了後は遅滞なく、当該会議に係る報告事項について、特記事項等を記載した会議要録を送付します。また、出席が必要な場合は、その都度要請します。

役 職 名	氏 名	備 考
消防本部消防長	井 上 直 丈	
上野総合市民病院副院長	松 田 克 彦	
会計管理者	川 部 千 佳	
上下水道部長	上 窪 英 男	
教育委員会事務局長	福 岡 香 穂	
監査委員事務局長	葛 原 秀 哉	
農業委員会事務局長	前 川 博 善	
市議会事務局長	城 北 博 章	

※報告事項について、庁議への出席の有無に関わらず、部内会議等により、所属する課等の職員に対し周知徹底を図ってください。

事務局

役 職 名	氏 名	備 考
未来政策部次長兼政策調整監	松 山 英 稔	
未来政策課長	竹 森 昭 治	
未来政策部未来政策課政策係長	稲 森 紘 子	
未来政策部未来政策課	森 晃 基	

伊未政第 215 号

令和8年3月19日

各部局長 様

各所属長 様

未来政策課長

令和8年度の庁議について(通知)

令和8年度より総合政策会議と市政運営会議を一つにまとめて「庁議」
として実施します。

つきましては、庁議の取り扱いについては、添付のとおりとさせていただきますので、ご確認いただき対応をお願いします。

◇事務担当◇
未来政策課政策係
TEL 22-9605
内線：2743、2744
E-mail :
miraiseisaku@city.iga.lg.j

庁議への付議に係る確認事項

- ◆ 令和8年度よりこれまでの総合政策会議及び市政運営会議を一つにまとめて「**庁議**」とします。
付議事項を「**審議事項**」及び「**報告事項**」の二つに分けて行います。

庁議の日程は、GW掲示板「庁議ニュース」に掲載しています。

- 【付議の前に】
- ・庁議に付議すべき案件ですか？
 - ・「審議のポイント」又は「付議事項の要点」は明確になっていますか？
 - ・付議要求書は、必要な事項が適切に記入されていますか？
 - ・伊賀市議会基本条例第10条の7つの項目について、整理ができていますか？

◇「審議事項」に付議すべき事項

- (1) 市政の基本方針(予算編成方針を含む。)等に関する事項
- (2) 長期計画の樹立又はその変更に関する事項
 - ※ 議決要(策定方針・中間案・最終案)
- (3) 個別計画の樹立又はその変更に関する基本方針等に関する事項
 - ※ 議決不要(策定方針)
- (4) 行政運営に係る重要な事項
- (5) 市議会に付議すべき重要な事項及び市議会への対応が必要で重要な事項
 - ※ 議案、全協案件すべてではない。
- (6) 各部課及び関係機関相互において調整を要する事項
 - ※ 公民・大学連携等で重要なもの、新たに発生した事務事業で調整が必要なもの
- (7) 市の重要な行事等に関する事項
 - ※ 全庁的に取り組む事業、周年事業、国民スポーツ大会など
- (8) 市の重要な施設等の新設及び改廃に関する事項
 - ※ プラザ跡地、学校統廃合、民間提案事業など
- (9) (1)～(8)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

◇「報告事項」に付議すべき事項

- (1) 各部局にわたる施策の調整に関すること。
- (2) 市議会に提出する議案(予算、重要施策の計画及び庁議に付議された重要案件に関するものを除く。)に関すること。
- (3) 各部局間で情報共有する必要がある連絡又は報告事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

※報告事項は原則、庁議日程の丸印の日に付議してください。

◇ 庁議付議の流れ

- ① 案件締切日までに、市長・副市長へのレクを済ませて、付議要求書及び資料を各7部(紙媒体)を提出(「報告事項」についての市長・副市長レクは、必要に応じて行ってください。)
併せて「審議事項」については、庁議付議に係るチェックシートを提出
- ② [未来政策課]市長・副市長レク終了後、資料の修正及び電子データ等の提出について連絡します。
- ③ ②で連絡する提出期限までに、電子データを未来政策課代表へ提出、併せて紙媒体資料(1部)を提出

◇ 庁議当日の流れ(審議事項)

- ① 「付議事項の概要」を説明してください。【部局長】
- ② 次に必要に応じて詳細説明をしてください。【担当課】
- ③ 説明後、構成員に質疑、意見を求めます。
- ④ 上記意見等を踏まえ、対応方等について総括してください。【部局長】

※当日の意見等は、担当課で適宜メモしておいてください。

【資料の取り扱いについて】

庁議は、「非公開」です。付議資料の取り扱いにご留意ください。

会議は非公開とされている一方、市政に関する意思決定にあたっては、市民や市議会に対し、その過程（「政策の発生源」や「提案に至るまでの経緯」など）を明らかにすることが求められていますので、それぞれの案件に係る意思決定過程については、各部局で説明責任を果たすよう努めてください。

また、「会議」の非公開は、「情報公開」における非公開とは異なるため、付議資料等は、情報公開の対象となりうるものです。公開、非公開等の判断についても、各部局において案件ごとに行っていただくことになります。

なお、庁議の事項書（開催日時や付議案件名）等についても公開請求がなされることがありますので、併せてご留意ください。

◆関係法令（一部抜粋）

<p>伊賀市庁議設置規程（庁議の非公開）</p> <p>第9条 庁議は、非公開とする。</p>	<p>伊賀市議会基本条例（議会審議における論点情報の形成）</p>
<p>伊賀市自治基本条例（意思決定過程の情報共有）</p> <p>第11条の2 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。</p>	<p>第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p>
<p>伊賀市情報公開条例（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、財産区、公営企業管理者及び消防長をいう。</p> <p>(2)行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p>	<p>(1) 政策の発生源</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討</p> <p>(4) 市民参加の実施の有無とその内容</p> <p>(5) 総合計画との整合性</p> <p>(6) 財源措置</p> <p>(7) 将来にわたるコスト計算</p>

【審議事項】庁議付議要求書

未来政策部長 様

年 月 日

(部長職又は次長職等)

件名		付議希望回	第 回 (/) ・ 臨時			
付議根拠 ※チェックをしてください。	<input type="checkbox"/> (1) 市政の基本方針（予算編成方針を含む。）等に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 長期計画の樹立又はその変更に関する事項 ※ 議決要（策定方針・中間案・最終案） <input type="checkbox"/> (3) 個別計画の樹立又はその変更に関する基本方針等に関する事項 ※ 議決不要（策定方針） <input type="checkbox"/> (4) 行政運営に係る重要な事項 <input type="checkbox"/> (5) 市議会に付議すべき重要な事項及び市議会への対応が必要で重要な事項 ※ 議案、全協案件すべてではない。 <input type="checkbox"/> (6) 各部署及び関係機関相互において調整を要する事項 ※ 公民・大学連携等で重要なもの、新たに発生した事務事業で調整が必要なもの <input type="checkbox"/> (7) 市の重要な行事等に関する事項 ※ 全庁的に取り組む事業、周年事業、国民スポーツ大会など <input type="checkbox"/> (8) 市の重要な施設等の新設及び改廃に関する事項 ※ プラザ跡地、学校統廃合、民間提案事業など <input type="checkbox"/> (9) (1)～(8)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項	提案部局 (説明者)	担当課（室）名及び担当者職・氏名（連絡先）			
		添付資料	<input type="checkbox"/> あり（付議要求書を含めて 種類） <input type="checkbox"/> なし（付議要求書を除く）			
		出席要請者	※構成員以外に出席が必要な場合は記載してください。（部局長等）			
		予算措置 ※チェックをしてください。	<input type="checkbox"/> 当初予算計上済 <input type="checkbox"/> 補正予算要求 (月) <input type="checkbox"/> 来年度以降 予算要求 <input type="checkbox"/> 不要	総額 (事業費) 円	【財源】 国・県補助金 起債 その他 一般財源	円 円 円 円
提案に至るまでの経緯						
審議のポイント	【記載例】「〇〇について、△△であるため□□□の方向に進めたいが、その方向性でよいか。」など明確に記載してください。					
	今後のスケジュール ※関係機関との調整等					
	国・県					
	市議会					
	附属機関 (審議会等)					
	住民自治協議会					
付議事項の概要 (現状・課題等)						
	市民					
	その他					

【報告事項】庁議付議要求書

年 月 日

未来政策部長 様

(部長職又は次長職等)

件名		付議希望回	第 回 (/) ・ 臨時	
付議 根拠 ※チェックをしてください。	<input type="checkbox"/> (1) 各部局にわたる施策の調整に関する事。 <input type="checkbox"/> (2) 市議会に提出する議案（予算、重要施策の計画及び庁議に付議された重要案件に関する事を除く。）に関する事。 <input type="checkbox"/> (3) 各部局間で情報共有する必要がある連絡又は報告事項 <input type="checkbox"/> (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項	提案部局 (説明者)	担当課（室）名及び担当者職・氏名（連絡先）	
付議事項 の概要 (目的、 経緯、 内容等)		添付資料	<input type="checkbox"/> あり（付議要求書を含めて 種類） <input type="checkbox"/> なし（付議要求書を除く）	
付議事項 の要点	情報共有又は関係部協へ依頼する内容を簡潔に記載 	出席要請者 ※構成員以外に出席が必要な場合は記載してください。（部局長等）		
参考事項 (過去の実績、提出部局内等の調整経過・意見、他市の状況等)		今後のスケジュール ※関係機関との調整等	国・県	
			市議会	
			附属機関 (審議会等)	
			住民自治協議会	
			市民	
			その他	

※「審議事項」について要提出、「報告事項」については不要です。

※【審議事項】庁議付議要求書、資料と併せて提出してください。

庁議付議(審議事項)に係るチェックシート

提案部局： _____

(担当課(室)名及び担当者職・氏名(連絡先))

※次の事項をご確認のうえ、ご提出ください。(レ点を入力)

1 次のことについて、整理ができていますか？

(付議の段階により、必要な項目は異なりますので、不要と判断した場合は、「不要」にチェックしてください。)

- | | |
|---|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> (1) 政策の発生源 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (2) 政策に至るまでの経緯 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (4) 市民参加の実施の有無とその内容 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (5) 総合計画との整合性 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (6) 財源措置 | <input type="checkbox"/> 不要 |
| <input type="checkbox"/> (7) 将来にわたるコスト計算 | <input type="checkbox"/> 不要 |

2 1を踏まえて、確認します。

- 庁議に付議すべき案件ですか？
- 審議のポイントは明確になっていますか？
- 市長・副市長との協議は行いましたか？
→ 実施(予定)日時：XX月XX日 XX：XX～)
- 付議要求書は、必要な事項が適切に記入されていますか？

※【参考】伊賀市議会基本条例

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

○伊賀市庁議設置規程（案）

伊賀市庁議設置規程

（設置）

第1条 市の重要施策を審議策定し、市長の意思決定を補完するとともに各部課、各機関相互の総合調整を行い、市政の適正かつ効率的な執行を図るため、庁議を置く。

（庁議）

第2条 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長に事故があるときは、副市長又は市長があらかじめ指名した職員がこれを代理する。

2 庁議は、原則として毎月第1火曜日及び第3木曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に開くものとする。ただし、必要があるときは、臨時に開くことができる。

3 庁議の進行は、未来政策部長が行う。ただし、未来政策部長に事故があるときは、市長があらかじめ指名した職員がこれを代理する。

（付議事項）

第3条 庁議における審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の基本方針（予算編成方針を含む。）等に関する事項
- (2) 長期計画の樹立又はその変更に関する事項（議決を要する計画の策定方針・中間案・最終案）
- (3) 個別計画の樹立又はその変更に関する基本方針等に係る事項（議決不要の計画の策定方針）
- (4) 行政運営に係る重要な事項
- (5) 市議会に係る案件で、市議会への対応が必要な重要な事項及び付議すべき重要な事項
- (6) 各部課及び関係機関相互において調整を要する事項（公民・大学連携等で重要なもの、新たに発生した事務事業で調整が必要なものなど）
- (7) 市の重要な行事等に関する事項（全庁的に取り組む事業、周年事業、国民スポーツ大会など）
- (8) 市の重要な施設等の新設及び改廃に関する事項（プラザ跡地、学校統廃合、民間提案事業など）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 庁議における報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 各部局にわたる施策の調整に関すること。
- (2) 市議会に提出する議案（予算、重要施策の計画及び庁議に付議された重要案件に関することを除く。）に関すること。
- (3) 各部局間で情報共有する必要がある連絡又は報告事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（構成）

第4条 庁議は、市長、副市長、教育長及び別表第1に掲げる職にある者（以下「審議事項構成員」という。）をもって組織する。

2 庁議における報告事項について、構成員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(付議手続)

第5条 部長等は、庁議に付議する事項があるときは、庁議開催日の7日前(土日祝除く)までに付議事項に必要な資料を添え、未来政策課長を経て未来政策部長に提出しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

(調査等)

第6条 未来政策部長は、提出された付議事項について必要があると認めるときは、関係各部等の所掌事務について調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(付議事項の周知及び実施)

第7条 部長等は、報告事項について、速やかに周知するとともに、実施を要するものにあつては、その促進を図らなければならない。

(検討部会)

第8条 庁議は、会議において個別に検討すべき事項が生じたときは、必要に応じ検討部会を設置することができる。

2 検討部会を構成する者及び検討部会の担当課等は、庁議において決定する。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、市長が指名した職員を持って充てる。

4 検討部会の会議(以下「部会会議」という。)は、部会長が招集し、その議長となる。

(会議等の非公開)

第9条 庁議は、非公開とする。

(会議要録の作成)

第10条 未来政策部未来政策課長は、会議終了後遅滞なく、当該会議に係る報告事項について、次に掲げる事項を記載した会議要録を作成するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席者の氏名

(4) 付議事項名

(5) 特記事項等

(会議要録等の公表)

第11条 未来政策課未来政策課長は、前条の会議要録及び会議資料を伊賀市ホームページに掲載し、未来政策部未来政策課において閲覧に供することにより、これを公表するものとする。ただし、会議要録又は会議資料の中に伊賀市情報公開条例(平成16年伊賀市条例第15号)第7条に規定する非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

2 前項の規定による公表は、原則として、会議終了後2週間以内に行う。

(庶務)

第12条 庁議の庶務は、未来政策部未来政策課において処理する。

2 検討部会の庶務は、第8条第2項より決定した担当課等において処理する。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、庁議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

政策調整統括参与兼未来政策部長	総合危機管理統括参与兼防災危機対策局長	総務部長	地域力創造部長	財務部長	地域連携部長	人権生活環境部長	健康福祉部長
健康福祉部こども政策担当理事	産業農林部長	産業農林部農林担当理事	建設部長	建設部建築住宅担当理事			



2026(令和8)年度 伊賀市庁議日程



※報告事項は原則、「○」の日に付議してください。

(2026年3月26日現在)

回		月 日	時 間	場 所	案件締切	事前レクチャー 13:00~15:00
第1回	○	2026年4月1日(水)	辞令交付終了後	庁議室	3月25日(水)	3月27日(金) 10:30~11:30
第2回		2026年4月8日(水)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	4月3日(金)	4月7日(火) 11:00~12:00
第3回	○	2026年4月28日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	4月17日(金)	4月21日(火) 15:00~17:00
第4回		2026年5月12日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	4月28日(火)	5月1日(金) 13:30~15:30
第5回	○	2026年5月21日(木)	10:00~12:00 14:00~17:00	庁議室	5月12日(火)	5月14日(木) 13:00~14:30
第6回		2026年7月14日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	7月3日(金)	7月8日(水) 9:00~10:30
第7回	○	2026年7月27日(月)	13:30~17:00	庁議室	7月17日(金)	7月22日(水) 9:00~10:30
		2026年7月28日(火)	10:00~12:00			
第8回		2026年8月10日(月)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	7月29日(水)	7月31日(金) 14:30~16:30
第9回	○	2026年8月24日(月)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	8月14日(金)	8月17日(月)
第10回		2026年10月6日(火)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	9月25日(金)	9月29日(火) 10:00~12:00
第11回	○	2026年10月15日(木)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	10月5日(月)	10月7日(水)
第12回		2026年10月27日(火)	10:00~12:00	庁議室	10月16日(金)	10月20日(火) (全協終了後) 15:00~16:30
		2026年11月2日(月)	13:30~17:00			
第13回	○	2026年11月18日(水)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	11月11日(水)	11月13日(金) 10:00~12:00
第14回		2027年1月4日(月)	10:00~12:00	庁議室	—	—
第15回		2027年1月7日(木)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	12月22日(火)	12月24日(木)
第16回	○	2027年1月21日(木)	13:30~17:00	庁議室	1月12日(火)	1月13日(水) 10:00~12:00
		2027年2月2日(木)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	1月22日(金)	1月26日(火)
第17回	○	2027年2月18日(木)	10:00~12:00 13:30~17:00	庁議室	2月9日(火)	2月12日(金)

※付議される案件については、案件締切日までに、担当部局から市長及び副市長にレクを行ってください。
なお、「報告事項」についての市長・副市長レクは、必要に応じて行ってください。

※事前レクチャー：未来政策課が行う市長・副市長レクの日程です。

【庁議事務局】

未来政策部未来政策課

問い合わせ：外線22-9620(内線2743、2744)